

○（仮称）太田市外三町広域斎場連絡調整会議規程

令和 4 年 4 月 1 日
規 程 第 1 号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、太田市、千代田町、大泉町及び邑楽町における広域斎場事務を円滑に処理及び推進するため、（仮称）太田市外三町広域斎場連絡調整会議（以下「斎場会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

（組織）

第 2 条 斎場会議は、別表に掲げる組織で構成する。

（事業）

第 3 条 斎場会議は、次に掲げる事項について調査し、検討する。

- (1) 広域斎場事務の連絡調整に関すること。
- (2) その他必要な斎場事務に関すること。

（事務局）

第 4 条 斎場会議の事務局は、太田市外三町広域清掃組合がこれにあたる。

（会議）

第 5 条 斎場会議は、必要に応じて開催する。

（補則）

第 6 条 この規程に定めるもののほか、斎場会議の運営に関し必要な事項は、斎場会議で別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（事務の承継）

- 2 斎場会議は、令和 4 年 3 月 31 日をもって解散する（仮称）太田市外三町広域斎場連絡調整会議の事務を承継する。

別表（第 2 条関係）

太田市	市民課
千代田町	住民福祉課
	建設環境課
大泉町	住民課
	環境整備課
邑楽町	住民保険課
	建設環境課
大泉町外二町環境衛生施設組合	
太田市外三町広域清掃組合	